

○経済産業省告示第百二十八号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十四号）の施行に伴い、平成六年通商産業省告示第百三十五号（計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月一日から施行する。

平成二十二年五月三十一日

経済産業大臣 直嶋 正行

表中「ベックマン温度計」を削り、「熱量計」を「積算熱量計」に改め、「ボンベ型熱量計」及び「ユニケルス式流水型熱量計」を削る。

計量法施行規則第百二条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)

○計量法施行規則第百二条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類(平成六年通商産業省告示第百二十五号)

改正案

計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)第百三条の規定により、経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類は、次の表の上欄に掲げる特定計量器の種類について、下欄のとおり分類とする。

特定計量器の種類	特定計量器の分類
(略)	(略)
(略)	(略)
温度計	(削る) ガラス製体温計 その他のガラス製温度計 抵抗体温計
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

現行

計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)第百三条の規定により、経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類は、次の表の上欄に掲げる特定計量器の種類について、下欄のとおり分類とする。

特定計量器の種類	特定計量器の分類
(略)	(略)
(略)	(略)
温度計	ベックマン温度計 ガラス製体温計 その他のガラス製温度計 抵抗体温計
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	積算熱量計	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	積算熱量計 (削る)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	熱量計	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ポンベ型熱量計 ユニケルス式流水型熱量計 積算熱量計	(略)	(略)	(略)